

認定制度とは..

平成13年から、一定の基準*等に達し国税庁(平成24年4月より都道府県)が認定した法人に対し、寄附に関する税制上の優遇措置が創設されました。

沖縄県内の認定法人は、2法人(アンビシャス、メッシュサポート)

【一定の基準*とは】

○実績判定期間(直前の2事業年度)における以下の要件をすべて満たすことが必要。

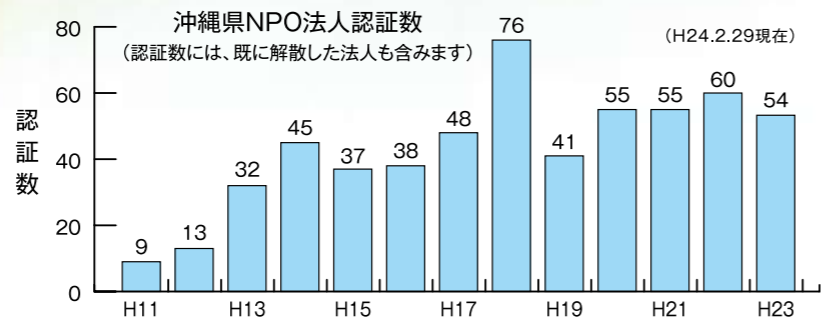
- ①パブリック・サポート・テスト(PSP)を満たしていること。
(収入に占める寄附金の割合が20%以上又は、3,000円以上の寄附者が100人以上)
- ②事業活動に占める共益的活動が50%未満であること。
- ③運営組織及び経理が適切であること。
- ④事業活動の内容が適切であること。
- ⑤情報公開を適切に行っていること。
- ⑥法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑦2事業年度経過していること。

※当該要件については、都道府県が認定する場合も同じとなります。



沖縄県内NPOの状況

沖縄県内における特定非営利活動法人(NPO法人)の認証状況等
平成24年2月29日現在の法人数
521法人



●活動分野別法人数

分野別	法人数	比率
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動	280	53.7%
(2) 社会教育の推進を図る活動	271	52.0%
(3) まちづくりの推進を図る活動	248	47.6%
(4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	201	38.6%
(5) 環境の保全を図る活動	172	33.0%
(6) 災害救援活動	18	3.5%
(7) 地域安全活動	43	8.3%
(8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動	71	13.6%
(9) 国際協力の活動	88	16.9%
(10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	14	2.7%
(11) 子どもの健全育成を図る活動	242	46.4%
(12) 情報化社会の発展を図る活動	33	6.3%
(13) 科学技術の振興を図る活動	20	3.8%
(14) 経済活動の活性化を図る活動	97	18.6%
(15) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	161	30.9%
(16) 消費者の保護を図る活動	11	2.1%
(17) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	254	48.8%

※複数分野の活動を行う法人もあるため、認証法人数と活動分野別法人数の合計は一致しません。

お問い合わせ 県民生活課 TEL:098-866-2187 FAX:098-866-2789

特定非営利活動促進法(NPO法)の目的について

・特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること並びに運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する特定非営利活動法人の認定に係る制度を設けること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とする。(第1条)

改正等の経緯

平成10年12月1日施行(平成10年法律第7号)

平成15年5月1日一部改正施行

①特定非営利活動の種類追加(12→17) ②設立の認証の申請手続きの簡素化

③暴力団を排除するための措置の強化

平成23年6月改正、平成24年4月施行(今回改正)



Q1.活動分野が追加されたと聞きましたが。

A1. 現在、17の活動分野がありますが、それに2分野が追加されました。また、地域の特色を反映させるため、条例で独自に定めることも可能となっています。

追加分野: ①観光の振興を図る活動

②農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

追加分野に係る活動をされている法人は、特に定款を変更しなくてもこれまでどおり活動できます。

Q2. NPO法人の会計が変わるのでしょうか。



A2. これまでは収支計算書(1年間のお金の出入り)を作成していましたが、今回の改正で活動計算書(1年間の収益と費用の計算)に変更になります。また、活動計算書と貸借対照表が計算書類となり、財産目録はこれらを補完する書類となります。

「活動計算書」とは、営利企業の損益計算書に相当するもので、会費や事業費などによって得た収益と事業に要した費用、運営費用などを記載し、法人としての体力(財源)がきちんとあるのかを、把握しやすくなります。記載にあたっては、事業費も内訳を記載する必要があるとか、これまでその他事業を別業で作成したものを、1枚にまとめることができるなどが大きな変更点となります。



Q3.4月から認定制度を県が実施するのはなぜですか。また、認定NPO法人と仮認定NPO法人とはどう違うのでしょうか。

A3. 認定制度はこれまで国税庁で実施していましたが、認証と認定を同じ部署で担当することにより、設立から認定までの一貫した流れの中で対応できるように今回改正されました。

また、認定の基準は寄附金の実績が必要であることから、設立間もない団体の支援のため、今回の法改正により「仮認定制度」が創設されました。

認定・仮認定ともに、市民が寄附によりNPO法人を支援しやすい(寄附者が所得税や住民税の控除が受けられる)環境整備のために設けられたものです。

なお、法律の経過措置として、平成27年3月までは5年以上の法人でも仮認定を申請することができます。

①判定基準が違います。	認定(1-7の基準全て)	仮認定(PST以外)
②有効期間が違います。	認定(5年間)	仮認定(3年間)
③期間満了後が違います。	認定(再申請可能)	仮認定(1回限り)
④税制優遇が違います。	認定(法人自身のみなし寄附金対象)	仮認定(対象外)

特定非営利活動促進法が
変わりました!